

「健康食品」の安全性確保に関する検討会報告書（案）に対する意見

平成20年 6月24日

日本生活協同組合連合会

鬼武 一夫

■全体的な意見

「健康食品」は、“広く健康増進に資する食品として販売利用されるもの全般を指していると考えられる”と記述されているが、「健康食品」に関しては、法令上の定義が存在しないことを放置したままでの議論では、安全な「健康食品」を消費者が選択できるための実効性のある仕組みづくりには至らない。

しかし、「健康食品」を法律上健康食品を定義することは、通常の食品も健康を保持増進するために用いられている以上、實際上不可能であり、また不適切である。

“健康増進に資する食品として販売”される食品はすべて、消費者に対して健康増進に資すると謳って（商品および/またはチラシや刊行物に表示して）販売されるので、「健康食品」は、ヘルスクレームを表示した商品と規定し、安全性および表示の面から規制することが必要である。

このような規定と規制は今や国際的な動向になっている。例えば、Codex Guidelines for Use of Nutrition and Health Claims (CAC/GL 23-1997, Rev. 1-2004) は、コーデックス食品表示部会における長年の議論に基づいて、ヘルスクレームに関して厳格な規定を定めている。

また、EUにおいては、REGULATION (EC) No 1924/2006 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 December 2006 on nutrition and health claims made on foods がヘルスクレームについての規定を定めている。

これらのガイドラインや規則においては、ある食品が健康増進に資すると謳う場合には、実証化された証拠を示すことが要求されている。

「健康食品」による健康被害は、実際に数多く起こっている。しかし、販売や利用の実態とともに、健康被害の実態も十分に把握されているとは言えない。アドバイザースタッフや医療従事者等が実際に果たしている役割や問題意識についても同様である。論点整理の項目に基づいて議論を進めてきたところではあるが、報告書をまとめるにあたっては、今後行政が行なうべきことと業界団体が行なうべきことをそれぞれ明らかにするためにも、まず、行政の責任において、現状の把握、及び消費者の求めていることは何かを把握することが重要ではないか。

また、消費者が求めているのは、「健康食品」の安全性に関する情報ではなく、「健康食品」を利用する必要性（個人個人にとっての健康食品の有用性）の情報であり、さらには安全で有効な「健康食品」であると思われる。この点について、今後行政が行なうべきことを、報告書で明らかにする必要があるのではないか。